

(案)

情報通信審議会 情報通信技術分科会
陸上無線通信委員会 (第 89 回) 議事概要

1 日時

令和 6 年 12 月 5 日 (木) 10:00~10:40

2 場所

WEB上で開催

3 出席者(敬称略)

主 査 : 三次 仁

委 員 : 高田 潤一

専 門 委 員 : 飯塚 留美、井家上 哲史、伊藤 数子、今村 浩一郎、
児玉 俊介、加藤 康博、杉浦 誠、杉本 千佳、豊嶋 守生、
松尾 綾子、森田 耕司、吉田 貴容美、吉田 奈穂子

事 務 局 : 総務省 基幹通信室 第一マイクロ通信係

総務省 移動通信課 第一技術係

4 配布資料

資料番号	資料名	作成者
資料 89-1	陸上無線通信委員会（第 88 回）議事概要（案）	事務局
資料 89-2-1	陸上無線通信委員会報告（案）「5GHz 帯無線 LAN の上空利用に係る技術的条件」に提出された意見及び委員会の考え方（案）	事務局
資料 89-2-2	陸上無線通信委員会報告（案）「5GHz 帯無線 LAN の上空利用に係る技術的条件」（概要版）	事務局
資料 89-2-3	陸上無線通信委員会報告（案）「5GHz 帯無線 LAN の上空利用に係る技術的条件」	事務局
資料 89-3	「業務用陸上無線通信の高度化等に関する技術的条件」のうち「40GHz 帯鉄道用無線通信システムの技術的条件」の検討開始について	事務局

5 議事

(1) 前回の議事概要案の確認

資料 89-1 に基づき、事務局より説明が行われ、（案）のとおり承認された。

(2) 委員会報告（案）「小電力の無線システムの高度化に必要な技術的条件」のうち「無線 LAN システムの高度化利用に係る技術的条件」のうち「5GHz 帯無線 LAN の上空利用に係る技術的条件」に対する意見募集の結果について

資料 89-2-1 に基づき、事務局より説明が行われ、（案）のとおり承認された。また、資料 89-2-2 及び資料 89-2-3 についても、特段の意見なく承認された。

主な質疑応答の概要は以下のとおり。

三 次 主 査 : 1 番目のコメントについて、「5GHz 帯無線アクセスシステムに対し 5G へ割り当てる目的で移行を促しておきながら」という記載があるが、このような実態はあるのか。

事 務 局 : 5GHz 帯無線アクセスシステムはいわゆる FWA であり、5G に割り当てる移行対象としているが、本件の 5.2GHz 帯無線 LAN とは異なるものである。

(3) 「業務用陸上無線通信の高度化等に関する技術的条件」のうち「40GHz 帯鉄道用無線通信システムの技術的条件」の検討開始について

資料 89-3 に基づき、事務局より説明が行われ、検討開始が承認された。
主な質疑応答の概要は以下のとおり。

- 井家上専門委員 : 40GHz 帯は、非静止衛星系で周波数を利用する研究が進んでいる、本システムとの共用検討はどうなるのか。
- 事務局 : 周波数割当計画の脚注 J267 に「43.5-47GHz 及び 66-71GHz の周波数帯において、陸上移動業務の局は、これらの周波数が分配されている宇宙無線通信業務に有害な混信を生じさせないことを条件として運用することができる。」との記載があるため、本システムについては宇宙無線通信業務に有害な混信を生じさせないことを条件にしたいと考えている。
- 三次主査 : 技術的条件を決めるにあたり、相手が不確定で検討を進めるのか。
- 事務局 : 現状、同一帯域において非静止衛星系無線局の使用はないが、宇宙無線通信業務へ混信を生じさせないことが免許の条件となるため、混信が発生した場合には、本システム側が配慮することになる。
- 児玉専門委員 : 通信方式について、列車無線システムは基地局と移動局間の双方向の通信、ホーム画像伝送システムは基地局から移動局へ一方向の通信となっているが、列車無線システムの移動局とホーム画像伝送システムの基地局の周波数が同じでも問題ないのか。
- 事務局 : すでに全国で実用局での運用がされており、周波数については、鉄道会社の要望に基づき、それを踏まえたものとしている。また、本システムは自社間通信であることから自社内での調整が可能であり、周波数は同じでも問題ないと聞いている。
- 児玉専門委員 : 問題ないとのことで承知した。
- 三次主査 : 今後、検討の可能性のあるものとして理解した。
- 豊嶋専門委員 : すでに実用局として運用されているとあったが、元々このような検討をしていたのか、それとも台数増加に伴う電波天文との共用検討が必要になったのか、技術的条件がすでにあれば教えていただきたい。
- 事務局 : すでに実用局として運用されているものは、無線局の一般則に基づき周波数帯が異なるシステムとは共用可能としている。本件は、本システムの台数がさらに増えることを踏まえて、技術基準適合証明機器として免許手続きの簡素化等を図るため、技

術的条件の検討を行うものであり、実施に当たり、隣接する電波天文業務との共用についても検討することとしたもの。

- 豊嶋専門委員 : 共用検討の結果で、今の諸元が変更になる可能性もあるのか。
- 事務局 : 現在の想定では、免許局で導入をし、3カ所の電波天文観測局の近くで運用する場合には、事前調整が必要とすることを考えている。なお、ホーム画像伝送システムは長編成の車両がある首都圏で導入されており、列車無線システムも在来線には導入されない予定であることから、これまで電波天文付近において、本システムは設置されていない。
- 豊嶋専門委員 : 状況を理解した。これから電波天文観測局の近くで運用する場合の電波防護指針について検討していくということで承知した。
- 三次主査 : 作業班を設置せずに検討を行うが、電波天文とはしっかりと連携しながら検討するものと理解しているがよろしいか。
- 事務局 : 電波天文関係者とも事前に調整を行い、意見を伺った上で、報告案に反映する。

(4) その他

事務局より、次回会合は1月に開催する予定であり、具体的な次回会合の開催日程等については別途連絡する旨の説明が行われた。

(以上)